

愛知県警察ホームページ広告掲載取扱契約書（案）

愛知県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、甲が管理する愛知県警察公式サイト（以下「愛知県警察ホームページ」という。）への広告掲載取扱について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（趣旨）

第2条 甲は、乙に対して、別紙のとおり愛知県警察ホームページにおける広告物の掲出を了承し、乙は、これに対して広告掲載料を支払うものとする。

- 2 乙は、愛知県広告掲載要綱（以下「要綱」という。）、愛知県広告掲載基準（以下「基準」という。）及び行政財産への広告物の掲出に関する要領（以下「要領」という。）に基づき、広告主（以下「丙」という。）を募集する。
- 3 乙は、甲の承認を受けて広告枠を複数の丙に転貸し、丙は愛知県警察ホームページにバナー広告（以下「広告」という。）を掲載する。
- 4 広告の内容は、要綱第3条及び基準の規定を満たすものでなければならない。
- 5 広告からのリンク先として、乙及び丙が指定したウェブサイト（以下「リンク先」という。）の内容についても、要綱第3条及び基準の規定を満たすものでなければならない。

（広告の枠数、掲載位置、規格）

第3条 広告の枠数、掲載位置、規格は別紙仕様書のとおりとする。

（契約金額及び契約期間）

第4条 契約金額及び契約期間は、次のとおりとする。

- (1) 契約金額 円
（うち消費税及び地方消費税額 金 円）
- (2) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（契約保証金）

第5条 乙は、前条に定める契約金額の10分の1に相当する額を契約保証金として支払わなければならない。ただし、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第129条の3のいずれかに該当する場合は免除する。

（契約金の納入方法）

第6条 乙は、広告枠の広告掲載料として、第4条に定める契約金額を、令和8年4月30日までに、甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。ただし、納入期限が民法第142条に規定する休日に当たるときは、翌営業日とする。

- 2 乙は、前項に規定する契約金を納入期限までに納入しないときは、当該未支払金額につき、遅延日数に応じて年~~2.5~~パーセントの割合で計算した額の違約金を甲に支

払わなければならない。ただし、違約金の金額が100円に満たないときはこの限りではない。

(広告の選定)

第7条 乙は、同一期間において同一広告主の広告を重複して掲載してはならない。

2 乙は、広告主である丙の誓約書(別紙様式1)及び掲載する広告を添えて、愛知県警察ホームページ広告掲載承認申請書(別紙様式2)により、甲の承認を求めなければならない。

3 乙は、広告の掲載に係る一切の責任を負担し、甲が被った損害に対しても賠償の責に任ずる。

(広告掲載可否の決定)

第8条 甲は、前条に規定する愛知県警察ホームページ広告掲載承認申請書の提出を受けたときは、3週間以内にその可否を決定する。ただし、疑義が生じた場合には、その限りではない。

2 甲は、乙に対し、前項の結果を愛知県警察ホームページ広告掲載承認通知書(別紙様式3)により通知する。

(広告又はリンク先等の変更)

第9条 乙は、甲に対し、広告又はリンク先の変更について、愛知県警察ホームページ広告掲載変更承認申請書(別紙様式4)による申請をし、甲の承諾を得なければならぬ。

2 前条の規定は、広告掲載変更可否の決定の場合に準用する。

3 乙は、甲に対し、広告掲載期間又は広告掲載位置の変更について、変更日(県の休日に関する条例(平成元年条例第4号)に定める県の休日を除く)の3週間前までに、愛知県警察ホームページ広告掲載届出書(別紙様式5)により届出なければならない。

(甲の広告又はリンク先の内容の変更権)

第10条 甲は、乙に対し、広告又はリンク先の内容が要綱第3条に違反していると判断したときはその変更を求めることができる。

(広告物の掲出)

第11条 乙は、第8条により承認を受けた広告物を掲出するときは、甲の指示に従い、乙の負担により掲出するものとする。また、掲出後は、適正な状態に保たなければならぬ。

(甲の承認の取消し)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第2号による承認後であっても、丙への催告その他何らの手続きを要することなく広告掲出の承認を取消すことができる。

- (1) 第10条により甲が求めた広告又はリンク先の内容の変更を乙が行わないとき。
- (2) 広告又はリンク先の内容が、要綱第3条に違反しているとき。
- (3) 丙に甲の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは業務を停滞させるような行為

があったとき及びそのおそれがあつたとき。

- (4) 丙に社会的信用を損なうような不祥事があつたとき。
- (5) 丙が民事再生の申立て、会社更生の申立て、破産の申立て、事実上の倒産等をしたとき。
- (6) リンク先が存在しなくなったとき。
- (7) その他甲が愛知県警察ホームページへの広告掲載が適切でないと判断したとき。

2 甲は、前項の規定により広告掲載を取り消した場合、納付済みの広告掲載料を返還しない。

(協議による契約の解除)

第13条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

(甲の契約解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 甲が求めた広告又はリンク先の内容の変更を行わないとき。
- (3) 甲の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは業務を停滞させるような行為があつたとき。
- (4) 乙に社会的信用を著しく損なうような不祥事があつたとき。
- (5) 乙が民事再生の申立て、会社更生の申立て、破産の申立て、事実上の倒産等をしたとき。
- (6) 甲の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。
- (7) その他正当な理由なく甲の指示に従わないとき。

(談合その他不正行為に係る解除)

第15条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状態があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
- (4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- （談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）
- 第16条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならぬ。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。
- (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
 - (2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帶して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。
- （暴力団等排除に係る解除）
- 第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人

にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。) に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。) 又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。) と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。) がいると認められるとき。

- (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。) 若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(労働者の使用制限)

第18条 乙は、乙又は乙に委託された者が請負業務を履行するために使用する労働者について、あらかじめ、甲の定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更するときも同様とする。

- 2 甲は、前項の規定による通知があった労働者が次の各号のいずれかの者に該当すると認められるときは、乙に対し、請負業務に従事させないことその他必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- (1) 暴力団員等
- (2) 暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
- (3) 暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者

- 3 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置をとることを決定し、その結果について請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 甲は、第 2 項の請求をした場合において、乙が正当な理由なく当該請求に従わなかつたときは、この契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。
- 5 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

(妨害等に対する報告義務等)

第19条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等の一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

- 2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがある。

(契約金額の返還)

第20条 甲は、第12条第 1 項による承認の取消しを行なった場合又は第14条第 1 項第 1 号から第 5 号及び第 7 号の規定によりこの契約を解除した場合は、納付済みの第 4 条に定める契約金額は返還しない。ただし、第14条第 1 項第 6 号による場合は、甲は、日割りにより計算した契約金額を返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が24時間未満の場合は返還しない。

- 2 甲は、次の各号に掲げる事由により愛知県警察ホームページの運営を一時停止した場合は、納付済みの契約金額を返還しない。ただし、一時停止の期間が48時間を超える場合は、前項の規定に準じて納付済みの契約金額を返還する。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 機器等の設置された建物の計画停電を行う場合
- (3) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

- 3 前 2 項の規定により返還する契約金額には利子を付さない。

- 4 甲は、甲及びその履行補助者による責めに帰すべき事由により広告の掲載期間において当該広告を掲載できない場合でも、それによる乙及び丙への賠償の範囲は第 1 項及び第 2 項を超えないものとする。

(損害賠償)

第21条 乙は、甲の責めに帰さない事由により、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務譲渡の禁止)

第22条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生じる一切の権利義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。

(業務委託等の禁止)

第23条 乙は、本契約に基づく業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

(契約の費用等)

第24条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第25条 乙は、業務の実施に関し知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約の終了又は解除の後も効力を有する。

(危険負担)

第26条 この契約を締結した後、広告物の掲出開始日までに甲、乙双方の責めに帰すことのできない事由により生じた損害については、すべて乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第27条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、名古屋地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第28条 この契約書に定めのない事項については要綱、要領、愛知県公有財産規則(昭和48年愛知県規則第23号)、財務規則によるものとし、これらに定めのない事項又は契約条項に疑義が生じた場合は、甲乙双方協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県知事 大村秀章 印

乙

